

日衛連

JAPAN HYGIENE PRODUCTS
INDUSTRY ASSOCIATION
発行 / 社団法人 日本衛生材料工業連合会

紙おむつNews

No.37

2001.7



「紙おむつの表示に関する ガイドライン」を改正

日衛連では1981年（昭和56年）以来、「紙おむつの品質に関する表示規格」（以下、「表示規格」）を設け、加盟企業が製造・販売する紙おむつには、消費者に対する使用素材の提示と使用上の注意喚起となるよう、「(社)日本衛生材料工業連合会の規格に基づく表示」の記載を義務づけています。また表示枠外でも、使用後の処理に関する絵表示を義務づけ、処理方法や処理マナーを啓蒙しています。

「表示規格」は、新しいタイプの紙おむつの登場や、製品機能面での大きな変化を反映するために、1981年以来、現在までに4回にわたり改正されてきました。

今回の改正は7年振りで、高齢社会での大人用紙おむつの普及、今年4月からの容器包装リサイクル法の完全施行、抗菌加工衛生材料の抗菌自主基準の制定を受け、社会ニーズへの適合、商品選択のしやすさ等を狙ったものです（文中の青字をクリックするとその表題の内容ページにジャンプします）。



戻る

進む

● 「規格」から「ガイドライン」へ

これまでは、製品の品質・表示等に関して国が基準を設けて規制することが一般的でしたが、家庭用品品質表示法改訂に見られるように「規格」は「ガイドライン」としての扱いになり、自由度を持たせるとともに企業の自己責任重視へと移行しています。（別紙参照）

日衛連では今回の「表示規格」の改正にあたり、この考え方を取り入れ、名称を「紙おむつの表

示に関するガイドライン」と改め、加盟企業が製造・販売する紙おむつに記載する表示も「（社）日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく表示」と改めました。この中に記載する表示（以下、枠内表示）はあくまでも業界として最小限必要な項目として、全加盟企業に表示が義務付けられます。それ以外の表示については各企業の考え方で自由度を持たせているのが特長です。

表示例（大人用テープ型）

(社)日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく表示		
品名	大人用紙おむつ	使用上の注意 * 汚れたおむつは早くとりかえてください。 * テープは直接お肌につけないでください。 * 誤って口に入れたり、のどにつまらせることのないよう保管場所に注意し、使用後はすぐに処理してください。 保管上の注意 * 開封後は、ほこりや虫が入らないよう、衛生的に保管してください。 使用後の処理 * 紙おむつに付着した大便是、トイレに始末してください。 * 汚れた部分を内側にして丸めて、不衛生にならないように処理してください。 * トイレに紙おむつを捨てないでください。 * 使用後の紙おむつの廃棄方法は、お住まいの地域のルールに従ってください。 * 外出時に使った紙おむつは持帰りましょう。
適用	ヒップサイズ cm ~ cm	
素材	表面材 吸水材 防水材 止着材 伸縮材 結合材	
外装材		
数量	(枚)	
製造業者	株式会社 〒 - 県市 TEL	

● 枠内表示の改正ポイント

1. 大人用の適用部位を特定し、より選びやすくしました。

紙おむつを選ぶときに一番気になるのはサイズです。今回の改正では、枠内表示の「適用」表示の適用部位をより詳しくしました。

乳幼児用の場合は、テープ型、パンツ型ともに従来と変わらず「体重 ~ kg」で統一されていますが、身長も追記できることとしました。

大人用の場合はよりフィットした紙おむつを選ぶことができるように、テープ型とパンツ型で計測部位を変えて表示します。テープ型紙おむつの場合は、テープを止める位置を調節することでウエストサイズをかなりの範囲で調節が可

能であるところから、サイズ表示は「ヒップ」周りのcmで表示することとなりました。また、パンツ型の紙おむつではウエストサイズで使用の可否が決まってしまうために、サイズ表示は「ウエスト」周りをcmで表示することに統一されました。もちろん、より選びやすくするために「ヒップ」、「ウエスト」の両方を併記も可としました。

したがって、紙おむつ購入の際は、テープ型の場合にはヒップサイズを、パンツ型の場合にはウエストサイズを計れば、ほぼ身体に合ったものを探することができます。

2. 紙おむつを正しくより衛生的にお使いいただくため、注意表示を追加しました。

今回の「ガイドライン」枠内表示の改正では、従来から表示されていた「使用上の注意」と「使用後の処理」の2つに加え、「保管上の注意」が新たに追加されました。また「使用上の注意」と「使用後の処理」についても内容が見直され、新たな項目の追加や、分かり易くするために用語の見直しも行なわれました。

使用上の注意に「誤食」防止を追加

乳幼児や痴呆症の高齢者が誤って紙おむつを口にしたりするのを防止する目的で、手の届かないところに保管したり、使用済み紙おむつはすみやかに処理する等の項目が追加されています。

「保管上の注意」を新設

紙おむつのパッケージ開封後の保管状況によっては、ほこりや虫が入り込むことがあります。これに対して注意し、衛生的に保管いただくために、新たに「保管上の注意」も項目を新設しました。

3. 外装素材や抗菌素材も分かりやすくはっきりと表示

2001年4月から容器包装リサイクル法（以下、容リ法）が完全施行されました。これに伴って日衛連では「紙製、プラスチック製容器包装識別表示に関する（社）日本衛生材料工業連合会のガイドライン」を定めています。今回の「ガイドライン」では、消費者へより分かり易い情報提示を行うため、法定の識別マークとは別に、外装材料についても枠内に表示することに改めました。さらに、法定の識別マークを消費者に分かりやすい位置で、「ガイドライン」表示の枠に近いところに表示するよう定めています。

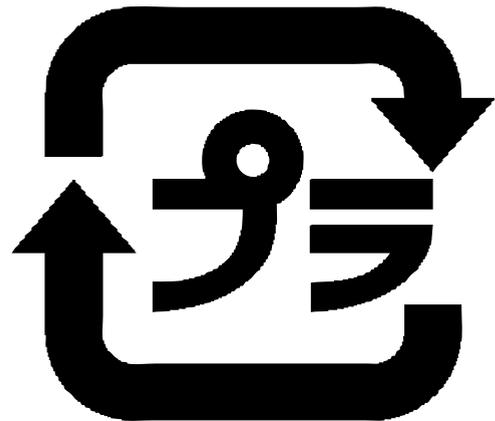
また、最近消費者の関心が高い「抗菌」表示については、日衛連が別途定めている「（社）日本衛生材料工業連合会 抗菌自主基準」に基づき追加記載されることとなります。

表示例（抗菌加工製品）

		（社）日本衛生材料工業連合会のガイド	
品名	大人用紙おむつ		使用上の注
適用	ヒップサイズ cm ~ cm		* 汚れたお * テープは
素材	表面材		* 誤って口
	吸水材		使用後は
	防水材		保管上の注
	止着材		* 開封後は
	伸縮材		使用後の処
	結合材		* 紙おむつ
外装材			* 汚れた部
抗菌剤の種類	有機系抗菌剤など		* トイレに
抗菌加工部位	側面に表示など		* 使用後の
数量	(枚)		* 外出時に
製造業者	株式会社 ㊦		

抗菌加工製品の場合

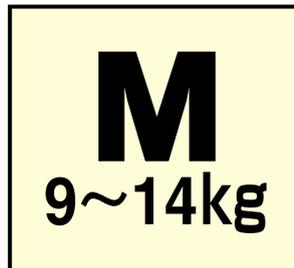
法定の識別マーク



● **パッケージのサイズ表示も消費者により分かりやすく**

今回のガイドラインでは、パッケージ上に表示されるサイズも、見やすいところに一定以上の大きさの文字で表示することを定めています。その一例が右の表示です。大まかなサイズの目安となる「S、M、L」などの文字は50ポイント以上、乳幼児用の適用体重や大人用のウエストなど計測部位を表す文字、サイズ範囲をあらわす数字は25ポイント以上の文字を使用すると定められ、商品を購入する際にサイズがより見やすくなります。

紙おむつ	タイプ別	表示方法
乳幼児用	パンツ型	体重をkgで
	テープ型	
大人用	フラット型	縦横のサイズをcmで
	テープ型	ヒップ周りをcmで
	パンツ型	ウエスト周りをcmで
	パッド類	



乳幼児用の表示例



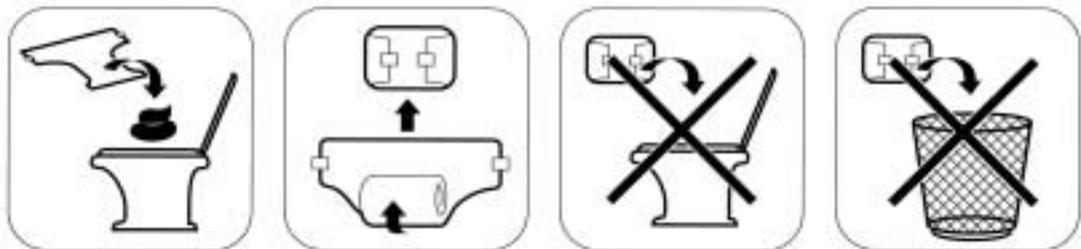
大人用(パンツ型)の表示例

● **使用後の紙おむつ、処理マナーの徹底を**

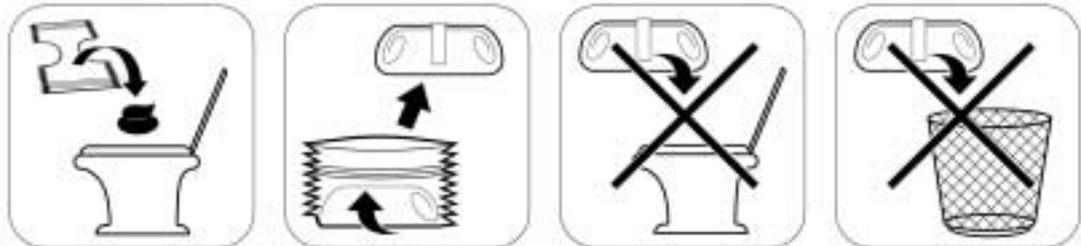
紙おむつは老人ホームなどで使われたものは専門の廃棄物処理業などそれぞれ自治体の定めるルールで処理されていますが、家庭で使用した紙おむつはほとんどが自治体の清掃事業で収集処理されています。ごみに出すときのマナーは清掃事業に携わる人に対するマナーでもあります。そのため、使用後の紙おむつの処理方法

については、枠内表示でその方法を分かりやすく説明すると同時に、パッケージに処理方法の絵表示を記載してきました。今回の改正では、絵表示制定後に登場した乳幼児用・大人用のパンツ型紙おむつの絵表示を追加し、さらに分かりやすくなりました。

テープ型の処理方法絵表示



パンツ型の処理方法絵表示



今回改正した「(社)日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく表示」は、会員各社が

新たに市場に出荷するの商品から順次切り替えられていく予定です。

固形化燃料と堆肥化で注目される 栃木県・野木町「資源化センター」を視察

日衛連・紙おむつライナー同業会では2001年6月18日（水）に、栃木県野木町の「資源化センター」を視察しました。この施設は廃棄物の「固形化燃料」と「堆肥化」によって、焼却のない廃棄物処理を実現しています。1992年12月から稼働を開始して、生ごみから堆肥2トン/日と他の可燃ごみから固形燃料10トン/日を製造しています。

廃棄物の「固形化燃料」や「堆肥化」は、資源再利用の一環として各方面で注目されていますが、固形化燃料の利用先の確保や、堆肥の有効利用などの課題が残されているのが実状です。野木町の場合、固形化燃料は、自動車メーカーおよび電力会社の補助燃料として販売ルートが

確立しており、堆肥も、野木町が畑作が主要産業の一つであるところから、近隣の農家に無償提供することで利用は安定しています。

高品質の堆肥を作るためには、生ごみに限定した分別収集が必須条件であり、固形化燃料の場合にも不燃ゴミとの厳密な分別が求められます。この施設が円滑に稼働している理由としては、これらの分別収集に対する地域住民の高い意識と協力体制が根付いていることがあげられます。日衛連では1998年10月に同施設を視察していますが、住民の協力と生産される「固形化燃料」や「堆肥化」の利用先が確立しているなど、安定した運営が印象的でした。



紙おむつ・ライナー生産数量（日衛連調べ）

単位：トン、千枚

			平成11年		平成12年		平成13年						
			年計	前年比%	年計	前年比%	1～3月	前年比%	4～6月	前年比%	7～9月	前年比%	
紙おむつ	大人用	(パンツタイプ)	テープ型 千枚	235,551	109	250,459	106	55,585	82				
			テープ型 トン	29,317	108	30,944	106	6,576	78				
			パンツ型 千枚	227,126	126	243,163	107	60,159	113				
			パンツ型 トン	17,212	127	20,213	127	4,871	102				
			合計 千枚	462,677	117	493,622	107	115,744	96				
			合計 トン	46,529	114	51,157	110	11,447	86				
		フラット型 パッド型その他	千枚	424,362	97	412,902	97	85,431	85				
			トン	28,720	97	28,250	98	6,170	89				
			千枚	1,416,317	109	1,409,988	100	314,468	89				
			トン	52,686	111	55,058	105	11,873	81				
			合計 千枚	2,303,356	108	2,316,512	101	515,643	90				
			合計 トン	127,935	109	134,465	105	29,490	85				
	乳幼児用	(パンツタイプ)	テープ型 千枚	3,811,823	94	3,547,157	93	798,656	102				
			テープ型 トン	141,911	92	127,843	90	29,664	99				
			パンツ型 千枚	1,823,784	109	1,904,663	104	532,329	126				
		パンツ型 トン	78,197	105	77,872	100	24,310	140					
		合計 千枚	5,635,607	98	5,451,820	97	1,330,985	110					
		合計 トン	220,108	96	205,715	93	53,974	114					
合計	千枚	7,938,963	101	7,768,332	98	1,846,628	104						
	トン	348,043	100	340,180	98	83,464	102						
ライナー	千枚	129,575	76	120,625	93	30,347	87						
	トン	213	71	191	90	48	87						

*枚数については、平成2年4月から発表 *大人用3分類別表示は、平成5年1月から発表 *大人用4分類表示、乳幼児用2分類表示は、平成10年1月から発表

寝たきりの人のおむつ代は、確定申告すると医療費控除が受けられます

昭和63年1月からおむつ（寝たきり用）は、医療費控除の対象になっています。控除を受けるためには、医師の発行する「おむつ使用証明書」 使用者の名前とおむつ代であると明記した「領収書」が必要です。詳しくは病院・医院、または税務署、市区町村役場にお問い合わせください。

紙おむつ・生理用品・衛生材料に関するご質問ご意見お問い合わせは下記へ

社団法人 **日本衛生材料工業連合会** 〒171-0033 東京都豊島区高田3-36-12
電話 03-3971-0452 FAX. 03-3983-3403



戻る トップ頁へ

「（社）日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく表示」

平成13年7月1日改正

・適用対象

この「紙おむつの表示に関するガイドライン」は、次の紙おむつを適用対象とする。但し、新規タイプの紙おむつで適用対象と考えられるものは、（社）日本衛生材料工業連合会において協議のうえ分類追加、及び改訂することができる。

1. 乳幼児用紙おむつ

テープ型 パンツ型

2. 大人用紙おむつ

フラット型 テープ型 パンツ型 パッド類

・表示事項

- (1) 標題、(2) 品名、(3) 適用、(4) 素材、(5) 外装材、(6) 数量、(7) 使用上の注意
- (8) 保管上の注意、(9) 使用後の処理、(10) 製造業者

・表示要領

A. 枠内表示

- (1) 枠内表示に際しては、表示事項を記載すること。
- (2) 標題の表示に際しては、「（社）日本衛生材料工業連合会のガイドラインに基づく表示」の文字を用いて表示すること。
- (3) 品名の表示に際しては、原則として乳幼児用については「乳幼児用紙おむつ」、大人用については「大人用紙おむつ」の文字を用いて表示すること。
- (4) 適用の表示に際して、乳幼児用は月齢又は体重の何れかを原則とし、身長を追記できる。大人用についてはテープ型はヒップサイズ、パンツ型はウエストサイズの適用部位と適用寸法とするが、ヒップサイズとウエストサイズの併記も可とする。なお、フラット型やパッド類の場合は、巾と長さの製品寸法を表示する。
- (5) 素材の表示に際しては、表面材、吸収材、防水材、止着材、伸縮材、結合材ごとに、各々の使用素材を「使用素材一覧表」に従い記載すること。素材表示は、基本的には各メーカー（販売業者を含む）が責任を持つこととし、理解しやすい名称を用いるように努めること。
- (6) 外装素材を枠内に表示すること。また、使用素材は「使用素材一覧表」に従い記載すること。また、容器包装リサイクル法の識別マークは、消費者にとってわかりやすい位置とし、原則として枠に近接して表示すること
- (7) 数量の表示に際しては、その製品の枚数を表示すること。
- (8) 使用上の注意に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

* 汚れた紙おむつは早くとりかえてください。

* テープは直接お肌につけないでください。（テープのないものは記載不要）

* 誤って口に入れたり、のどにつまらせることのないよう保管場所に注意し、使用後はすぐに処理してください。

(パッド類の場合は、「紙おむつ」に替えて「パッド」と表示することができる。)

(9) 保管上の注意に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

* 開封後は、ほこりや虫が入り込まないように、衛生的に保管してください。

(10) 使用後の処理の表示については、次に掲げる事項を表示すること。

* 紙おむつに付着した大便は、トイレに始末してください。(パッド類等尿吸収を主体としたものは省略できる)

* 汚れた部分を内側にして丸めて、不衛生にならないように処理してください。(パッド類等“丸めて”の表現がなじまない場合は、商品形態に即した表現(“2つ折りにして”等)も可とする)

* トイレに紙おむつを捨てないでください。

* 使用後の紙おむつの廃棄方法は、お住まいの地域のルールに従ってください。

* 外出時に使った紙おむつは持ち帰りましょう。

(パッド類の場合は、「紙おむつ」に替えて「パッド」と表示することができる。)

(11) 製造業者の表示に際しては、製造業者・販売業者・輸入業者の少なくとも何れか一つについて、その氏名もしくは名称・住所・電話番号を記載すること。但し、商品の問合せ・相談に関する電話番号を別に記載している場合は、枠内の電話番号を省略することができる。

(12) 表示文字の大きさは6ポイント以上を原則とする。表示は最小単位ごとに、その容器もしくは包装に「様式 - 1」により印刷又は記載したラベルを貼り付けること。表示場所については、底面を除く見やすい箇所とするが、絵表示を併用するときはこの限りでない。

(13) 抗菌加工に関する表示は、別途(社)日本衛生材料工業連合会で定めた「抗菌自主基準」に従い表示すること。(様式 - 2)

(14) 容器包装リサイクル法に基づく表示に関しては、別途(社)日本衛生材料工業連合会で定めた「紙製、プラスチック製容器包装識別表示に関する(社)日衛連のガイドライン」に従い表示すること。

B. 絵表示

(1) 使用後の処理の絵表示については、「様式 - 3」に準じて底面を除く見やすい箇所に表示すること。

C. サイズ表示

(1) サイズの呼称は乳幼児用、大人用とも小さめ、普通、大きめに対し「S」「M」「L」の記号を基本とする。新生児用(乳幼児用)、ビッグサイズは任意呼称(ビッグ、LL等)可とする。また、サイズがまたがる場合は「M~L」「ML」「MからL」のように表記することができる。

(2) サイズ呼称記号をアルファベット大文字で表わし、少なくとも一箇所は最低50ポイントを原則とする。(但し試供品等小さいパッケージのものは対象外とする)

(3) サイズ適用対象の表示は、少なくとも一箇所は最低25ポイントを原則とする。

(4) サイズ表示に際しては、乳幼児用の場合はサイズ呼称記号と適用範囲を隣接させ、大人用の場合はサイズ呼称記号、サイズ指定部位、適用寸法を隣接させて表示する。何れの場合もサイズ呼称記号は他の要素よりも大きな文字で表示する。(様式 - 4)

(5) サイズの表示位置は製品正面を正位置とし、天面や側面、又は背面や底面も可とする。

昭和56年 7月29日 施行
 昭和61年 6月 5日 改正
 昭和61年 8月 7日 改正
 昭和61年 9月29日 改正
 平成 6年 6月 3日 改正
 平成13年 7月 1日 改正

参考 / 使用素材一覧表（乳幼児用・大人用共通）

項 目	素 材 名
表 面 材	ポリオレフィン系不織布 ポリプロピレン不織布 ポリエチレン / ポリエステル不織布 レーヨン不織布（ポリオレフィン系フィルム）など
吸 水 材	綿状パルプ 吸収紙 高分子吸水材（アクリル系高分子吸水材）など
防 水 材	ポリエチレンフィルム ポリエチレンラミネート紙 ポリエチレンラミネート不織布 ポリウレタンラミネート不織布（ポリオレフィン系フィルム）など
止 着 材	ポリプロピレン ポリプロピレン / 合成ゴムなど
伸 縮 材	ポリウレタン 天然ゴム 合成ゴムなど
結 合 材	スチレン スチレン / イソプレンなど
外 装 材	ポリエチレンなど
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> * 各項目において、使用していない場合は項目名記載の必要がない。 * 複数の素材で構成されている場合は、主たる素材名を表示する。 * 枠内においては、性能の優位性（効果や効能）を想起させる表現は、行わない。（例：「消臭不織布」、「通気性フィルム」、「抗菌効果」など） 	

「紙製、プラスチック容器包装識別表示に関する(社)日本衛生材料工業連合会のガイドライン」

平成13年3月31日改正

「容器包装識別表示等検討委員会報告書ポイント」(経済産業省)の紙製・プラスチック製容器包装識別表示では、“一括して表示する場合の表記方法”及び“材質表示の表記方法”について、「詳細な判断は、各事業者又は業界ごとの対応に委ねるものとする。」としています。これらの項目に対しての日衛連のガイドラインを以下のように定めます。

一括して表示する場合の表記方法

項 目	当工業会での対応
表示部を囲む外枠	事業者の判断で施すことができる
部位の名称	別表参照
表示を付す場所	事業者の判断に委ねる(ただし、紙おむつはQ&A参照)
併記する識別マークの相対的な大きさ	事業者の判断に委ねる
材質表示	表示することを推奨する

一括して表示する場合の表記方法

	部位名称	定義あるいは範囲
1	袋	パウチ、ピロー包装等の軟包装
2	箱	6面体等の多面体
3	ボトル	
4	チューブ	
5	個包装	
6	容器	1~5以外の容器
7	フィルム	シュリンクフィルムなどのラッピングフィルム
8	台紙	ブリスターパックの台紙
9	カバー	ブリスターパックのカバー
10	キャップ、フタ、中栓、シール等	(使い分けは各社の判断に委ねる)

(注) 多重容器包装で同じ部位名称を使用しなければならないときは、名称の前に内、外等を付けて区分する。

材質表示の表示方法

プラスチック製容器包装の材質表示は、JIS K 6899-12000 (ISO 1043-11997)で定められた記号を用いて行なうことを推奨します。当工業会において汎用されている主な材質の記号を下表に示します。複合材質及び複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すこととなります。

⑪ 「紙製、プラスチック製容器包装識別表示に関する(社)日本衛生材料工業連合会のガイドライン」

JIS K 6899-1₂₀₀₀ (ISO 1043-1₁₉₉₇) で規定されている主な材質記号

材質記号	材質名(日本語)	材質名(英語)
EVAC	エチレン - 酢酸ビニル樹脂	Ethylene-vinyl acetate
EVOH	エチレン - ビニルアルコール樹脂	Ethylene-vinyl alcohol
PA	ポリアミド	Polyamide
PE	ポリエチレン	Polyethylene
PET	ポリエチレンテレフタレート	Poly(ethylene terephthalate)
PP	ポリプロピレン	Polypropylene
PS	ポリスチレン	Polystyrene
PVC	ポリ塩化ビニル	Poly(vinyl chloride)
PVDC	ポリ塩化ビニリデン	Poly(vinylidene chloride)
M	鉱物、金属	Mineral, Metal
K	炭酸カルシウム	Calcium Carbonate
T	タルク	Talc
P	紙	Paper



[前に戻る](#) [本文に戻る](#) [進む](#)

「(社)日本衛生材料工業連合会 抗菌自主基準」

平成13年4月1日改正

1. 目的

本自主基準は、抗菌加工衛生材料について常に一定の品質水準の製品を利用者に提供し、利用方法等を正しく周知してもらうと共に、社会生活に貢献するため、抗菌衛生材料の品質と安全性に関して指針を示すことを目的とする。

2. 定義

「抗菌加工衛生材料」における「抗菌」とは、「当該製品の表面（素材も含む）における細菌の増殖を抑制すること」とする。

3. 適用製品

本自主基準は、綿棒、紙おむつ、包帯、ペットシート、お産パッドなど(社)日本衛生材料工業連合会が取り扱う衛生材料に適用される。

「綿棒」とは、紙軸又はプラスチック軸等の片側又は両端に綿体を接着したもので、身体を清潔にすることを目的とするものをいう。

「紙おむつ」とは、人の排尿・排便を処理し、排泄ケアを目的とするものをいう。

「包帯」とは、傷等を保護又は、固定する事を目的とするものをいう。

「ペットシート」とは、動物の排尿・排便を処理することを目的とするものをいう。

「お産パッド」とは、産後のおりもの等を処理することを目的とするものをいう。

4. 製品の抗菌性能基準

抗菌加工衛生材料を製造又は販売する者は、次に掲げる試験検査又は同等以上の試験検査を製品に応じて選択し、自らが実施又は第三者試験機関等へ委託のいずれかで行い、製品の抗菌性能を確認しなければならない。

繊維製品の抗菌性試験方法 JISL 1902 (定量試験)

抗菌加工製品 - 抗菌性試験方法・抗菌効果 JISZ 2801

5. 製品の安全性基準

抗菌加工衛生材料を製造又は販売する者は、使用する抗菌剤の安全性データを確認するとともに、製品の使用形態に応じて、溶出試験又は皮膚貼付試験等を行い、製品の安全性を確認しなければならない。

6. 表示基準

抗菌加工衛生材料は、次に掲げる事項を表示しなければならない。なお、下記 ~ の関連性を明示すること。

「(社)日本衛生材料工業連合会 抗菌自主基準に基づく表示」の文字

使用されている抗菌剤の種類

抗菌加工部位

必要な場合、抗菌剤又は抗菌加工部位についての使用上の注意事項